

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年8月1日

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

参事官（国民保護企画担当）付

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和7年6月4日から令和7年7月3日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、7件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣官房の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	「福祉サービスの提供」を追加。だそうです が特に問題無いと思います。	本改正案に対する賛同意見として承ります。
2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見書 はじめに本政令案に関連し、武力攻撃事態等における住民避難の実効性を高めるため、段階的かつ多層的な避難・待避手段の確保が喫緊の課題であると考えます。その際、特に初動 24～72 時間において港湾や空港の被害、通信混乱、交通途絶といった極端シナリオを想定した現実的 な対応策が不可欠です。 1. EvacPod による段階的避難輸送体制の構築その一手段として、民間 RORO 船を活用し、ISO 規格コンテナを基礎とした「EvacPod(旅客対応型モジュール)」を港湾部等に常設配備する構想を提案します。EvacPod は、1 基あたり 10 人程度を収容可能とする耐候性・断熱性を備えた避難ユニットで、換気ファン、簡易ベンチ、照明、ポータブルトイレ等を内装します。船体側の改造を要せず、既存 RORO 船へ迅速に搭載可能であるため、初動時の大量搬送手段として有効に機能します。 2. モンテカルロ・シミュレーションによる効果予測実効性評価のために実施したモンテカルロ・シミュレーション（10,000 回試行）においては、港湾 1～5 か所の稼働、民間 RORO 船の使用可能数、EvacPod 積載数、往復時間、稼働可能日数等を変数として設定し、1 週間あたり	いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。

	<p>平均 18,200 人 (中央値 17,400 人)、90%信頼 区間は 9,800~28,600 人の避難が可能であるとの結果が得られました。全港封鎖等による「ゼロ避難」の確率は 6.2%であり、これは防衛省と連携して LST 級輸送艦の段階的配備を進めることで 1%未満まで低下可能と見込まれます。</p> <p>3. 飽和攻撃下における地域滞留戦略港湾や空港が機能不全に陥った場合の対応として、地域分散型の「その場待避→情勢安定後の段階的移送」戦略の確立も不可欠です。現実的には、飽和攻撃による迎撃機能の即時喪失が想定され、初動の移動リスクが高いため、耐圧・耐爆性能を備えた簡易シェルターの地域分散配備が必要です。石垣市における学校施設内の耐圧シェルター実証実験を参考に、同様の施設を先島諸島や離島部に横展開し、施設内滞留による一時待避を基本線とすべきです。このため、都が主導し、学校・ホテル・地下施設等の改修にかかる費用試算をガイドラインとして示すとともに、自治体および民間向けの補助制度をあらかじめ明記し、早期の地域主導的整備を促進することを提案いたします。</p> <p>4. 要配慮者の段階的事前疎開体制の整備 要配慮者 (高齢者・障害者・乳幼児等) に関しては、発令 T-72h を起点にチャーター便・フェリー等で早期に避難を開始できる体制を整備すべきです。その際、気象警報等と同様に「3 段階のトリガー基準」を明文化し、自治体と家族が共通の判断基準で退避行動を選択できるように、標準運用手順 (SOP) を策定・周知することが必要です。</p> <p>5. 提言まとめ 以上より、本政令の改正にあたり、以下の 3 点を特に重視した政策的配慮を強く要望いたします。</p> <p>1. 民間 RORO 船と EvacPod による段階的避難輸送体制の整備、および LST 艦艇の補完的投入計画の明記</p> <p>2. 学校・宿泊施設地下の耐圧改修と、シェルター型滞留戦略のガイドライン化と補助 制度化</p> <p>3. 要配慮者向け「事前段階的避難」のトリガー基準と SOP の明文化と標準実装 これらを法令及び実施計画において適切に位置づけ、今後の地域防災計画に反映されることを強く希望いたします。</p>	
3	<p>福祉サービスと書いていますが、どの方が対象になるのか明文化されていません。</p> <p>目に見える身体障害者ばかり優遇されているため健全者に見える知的障害併発併合の自閉症スペクトラム含む境界知能有する側ほど支援から外れるケースが既に行政で</p>	<p>福祉サービスの提供を含む救援の程度及び方法は、災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号) 第 3 条第 1 項の基準を勘案して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律</p>

	<p>も起きています。こうした目に見えず声も上げられない障害者がいるためどのように対応するのか、明確に示してほしいです。</p> <p>概ね5歳児から10歳児前後をジェットコースターのように行き来するため療育手帳でも判定不能になるケースが多く、些細なことで大喧嘩、争いになり孤独死に至るか、自殺に追い込まれる場合があります。</p> <p>そうした知的障害者、ないし神経発達症「発達障害」からも理解されない側に対し国側が何かあった際にかけて対応できるようマニュアル策定から実際の運用に至るまで自治体と連携し災害でも有用に機能するようにしてほしいです。</p> <p>また、知的障害者、自閉症スペクトラム、上記の知的障害併発併合だとある補佐人、後見人がいる場合、連絡がつかないこともあります。そうした場合の支援策をどうするのかも示してほしいです。何もできないにも関わらず、何かをさせると大変なことになるため曖昧にせず全て網羅する形で示した内容を公開してほしいです。</p>	<p>による救援の程度及び方法の基準(内閣府告示第229号)により、内閣総理大臣が定めることとなっております。</p>
4	<p>福祉サービスをもっと具体的に知りたいです。</p>	<p>福祉サービスの提供を含む救援の程度及び方法は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項の基準を勘案して、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(内閣府告示第229号)により、内閣総理大臣が定めることとなっております。</p>
5	<p>能登半島地震の復興支援すら、遅すぎるといのに、大した防衛システムもない、フォーリン ミリタリー セールスで不具合ばかりの輸送機を高値で買っているという無様、挙げ句の果てに今さら福祉サービスの提供ですか？あつて当然のものを今さら？危機管理能力もさることながら、危機意識の低さに呆れ果ててしまいます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討に係る御意見として承ります。</p>
6	<p>「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準の一部を改正する告示案に関する御意見募集(パブリックコメント)について」のチェック欄と意見募集フォームが表示されていないので、意見の記入ができません。早急に改善をよろしく願います。</p>	<p>いただいた御意見は、意見入力フォームの改善の御意見として関係機関に共有しました。</p>
7	<p>武力攻撃等の緊急事態において、国家とし</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施</p>

	<p>での使命は、国民の安全確保が一番であるゆえに、超法規的な行動が可能なような法の文言にすべきである。</p> <p>1) 現場指揮者に最大(生命の安全確保やサービス)の指揮権限を与える、→掛かる費用は無限とする(事後承諾大臣の許可)</p> <p>2) 非戦闘員も攻撃の防御要員として参加した時の、法的免責条項の追加</p> <p>3) 安全確保に必要な国民の財産、労力を無条件で使用できる、但し、後日返却、清算事項を保証する</p> <p>4) 緊急事態であるので、時限付きで、情報統制、思想統制、宗教統制、を行うことができる権限を現場指揮者に与え、責任は国家が(内閣総理大臣)すべての事案について担保する</p>	<p>策検討に係る御意見として承ります。</p>
--	--	--------------------------

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。